

令和4年第3回定例会
予算決算委員会厚生分科会(補正)
説明資料

項 目	担当局	ページ
【予算案関係】		
議第146号 令和4年度熊本市一般会計補正予算	健康福祉局	2 ～
補正予算案補足説明資料（熊本市の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応について）	健康福祉局	12 ～
議第147号 令和4年度熊本市介護保険会計補正予算	健康福祉局	18 ～
議第148号 令和4年度熊本市病院事業会計補正予算	病院局	20 ～
【議案(条例)関係】		
議第162号 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局	26 ～
熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成20年条例第116号)新旧対照表	病院局	27 ～

令和4年第三回定例会

令和4年度補正予算

予算決算委員会説明資料

熊 本 市

令和4年9月

厚生分科会審査分

< 予算所管 >

健康福祉局

病院局

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

- 「新規」は補正予算で新たに実施する事業です
- 「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です
- 「コロナ」は新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業です
- 「流用」は流用により予算執行を行った経費が含まれる事業です ※流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

区分			
新規	復興	コロナ	流用

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

○（国県）には以下の財源を計上しています

- ・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金
- ・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金
- ・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

○（地方債）には以下の財源を計上しています

- ・建設事業等の財源とするための借入金

○（その他）には以下の財源を計上しています

- ・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料

○（一般財源）には以下の金額を計上しています

- ・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要となる金額を示します
- ・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

健康福祉局

健康福祉局・令和4年度補正予算総括表

1 一般会計

[歳出]

(単位：千円)

款 項 目			款 ・ 項 ・ 目	補正前の額	補正額	補正後の額
20			民生費	147,620,443	448,955	148,069,398
20	10		社会福祉費	63,247,165	441,867	63,689,032
20	10	25	老人福祉費	12,577,155	441,867	13,019,022
20	15		児童福祉費	56,564,740	7,088	56,571,828
20	15	10	児童福祉総務費	5,498,808	6,758	5,505,566
20	15	30	青少年育成費	309,053	330	309,383
25			衛生費	19,134,354	6,146,974	25,281,328
25	10		保健衛生費	17,387,331	6,146,974	23,534,305
25	10	10	保健衛生総務費	6,005,127	275	6,005,402
25	10	20	予防費	9,738,240	6,099,200	15,837,440
25	10	40	火葬場費	384,751	47,499	432,250
所管予算合計				167,195,697	6,595,929	173,791,626

[債務負担行為補正]

(追加分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
障がい者福祉タクシー利用券等一斉交付業務委託	令和4年度～令和5年度	6,600
ファミリーサポートセンター事務委託（令和4年度追加分）	令和5年度	132
植木火葬場敷地内道路整備工事	令和5年度	61,800
ひきこもり地域支援センター運營業務委託	令和4年度～令和7年度	58,300

(変更分)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
斎場予約システム運用保守業務委託	令和5年度～令和8年度 (令和5年度～令和8年度)	10,032 (5,280)

2 特別会計

[会計総額]

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
介護保険会計	64,953,081	4,400	64,957,481
所管特別会計合計	153,700,321	4,400	153,704,721

一般会計

<歳出予算>

健康福祉局

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費					147,620,443	448,955	443,820				5,135
	項	10社会福祉費					63,247,165	441,867	440,400				1,467
	目	25老人福祉費					12,577,155	441,867	440,400				1,467
介護保険課	1	老人福祉施設整備費助成					老人福祉施設等の整備に対する支援に要する経費 負担金補助及び交付金214,800	443,000	214,800	214,800			
	2	老人福祉施設等開設準備経費助成事業					老人福祉施設等の開設準備に対する支援に要する経費 負担金補助及び交付金90,200	164,000	90,200	90,200			
	3	高齢者施設等防災機能強化支援事業	●				高齢者施設等の非常用自家発電設備等の整備に要する経費 負担金補助及び交付金22,900		22,900	22,900			
	4	感染防止対策経費（介護施設等）	●		●		介護施設等における感染防止対策のための簡易陰圧装置の設置や家族面会室の整備費用に対する支援に要する経費 負担金補助及び交付金66,500		66,500	66,500			
	5	高齢者施設における介護サービス継続支援事業	●		●	●	高齢者施設の業務継続を支援するための介護職員・看護師による支援チームの派遣等に要する経費 委託料46,000		46,000	46,000			
	6	介護保険会計繰出金					介護保険事業に係る一般会計繰出金繰出金1,467	10,356,393	1,467				1,467
	項	15児童福祉費					56,564,740	7,088	3,420				3,668
	目	10児童福祉総務費					5,498,808	6,758	3,200				3,558
子ども政策課	1	(WEBセキュリティ対策)子育て支援情報提供事業	●				WEBサイトのセキュリティ対策に係る経費 委託料358		358				358

〔歳出〕

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名	区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
		新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
子ども政策課 (つづき)	2	児童家庭支援センター運営事業				相談件数を踏まえた児童家庭支援センター運営費の増額に要する経費 委託料4,700	17,500	4,700	2,350			2,350
	3	児童虐待防止のためのSNS相談事業	●			全国一元的に導入される虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備に要する経費 委託料1,700		1,700	850			850
	目	30青少年育成費					309,053	330	220			110
子ども支援課	1	(WEBセキュリティ対策) ファミリーサポートセンター経費	●			WEBサイトのセキュリティ対策に係る経費 委託料330 (債務負担行為 令和5年度 限度額132)		330	220			110
	款	25衛生費					19,134,354	6,146,974	5,192,240	41,600		913,134
	項	10保健衛生費					17,387,331	6,146,974	5,192,240	41,600		913,134
	目	10保健衛生総務費					6,005,127	275				275
健康づくり推進課	1	(WEBセキュリティ対策) 食の安全安心・食育推進経費	●			WEBサイトのセキュリティ対策に係る経費 委託料275		275				275
	目	20予防費					9,738,240	6,099,200	5,192,240			906,960
感染症対策課	1	新型コロナウイルスワクチン接種経費			●	オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に要する経費 委託料3,452,158、役務費122,276等	5,186,000	3,793,000	3,793,000			
	2	高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費			●	高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種場所へのタクシー利用に対する助成等に要する経費 負担金補助及び交付金20,880等	62,700	38,400	38,400			

[歳出]

(単位：千円)

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
感染症対策課 (つづき)	3	新型コロナウイルス感染症 対策経費			●	●	感染拡大を踏まえたPCR検査費・入院医療費の増額等に要する経費 委託料1,757,892、扶助費465,000等	2,033,500	2,267,800	1,360,840			906,960
	目	40火葬場費						384,751	47,499		41,600	5,899	
健康福祉政策課	1	(WEBセキュリティ対策) 斎場管理運営経費(政策)	●				WEBサイトのセキュリティ対策に係る経費 委託料1,199 (債務負担行為 令和5~8年度 限度額10,032)		1,199			1,199	
	2	植木火葬場建替事業					植木火葬場の建替えに係る設計及び敷地内道路の整備に要する経費 工事請負費41,200、委託料5,100 (債務負担行為 令和5年度 限度額61,800)	17,500	46,300		41,600	4,700	

熊本市の新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種への対応について

健康福祉局 感染症対策課
ワクチン対策プロジェクトチーム



1. 補正予算(案)について

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種に要する経費

1. 新型コロナウイルスワクチン接種経費【補正額】 37.9億円 (現計51.9億円 → 補正後89.8億円)

項目	現計予算	9月補正(案)	補正後	補正の内容
1. 個別接種体制の整備に伴うもの	2.6億円	0億円	2.6億円	
ワクチン配送等				
2. ワクチン接種に伴うもの	36.9億円	22.2億円	59.1億円	接種見込み 約58万人
地域の個別医療機関への接種委託				・ 個別接種 約47万人(@2,277円/回 + 時間外・休日加算)
集団接種設営・運営等				・ 集団接種 約11万人(市総体、西部公民館、火の君文化C、植木かがやき館、希望荘、熊本城ホール等)
3. 事務処理体制の整備に伴うもの	11.1億円	15.0億円	26.1億円	接種券の制作及び発送等
接種券発送				・ 接種券の発送(約58万件×@210円)
コールセンター・事務処理センター				・ コールセンター(最大200人体制)、事務処理センター(最大50人体制)の運営、接種券の制作
4. その他事務処理に伴うもの	1.3億円	0.7億円	2.0億円	サポートセンター運営経費、広報経費等
サポートセンター運営・広報業務等				・ 高齢者接種の予約支援(公設公民館等19か所)、新聞掲載等による広報等
合計	51.9億円	37.9億円	89.8億円	(51.9億円 → 89.8億円)

2. 高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費【補正額】 0.4億円 (現計0.6億円 → 補正後1.0億円)

高齢者(65歳以上の方)のワクチン接種会場までの移動を支援(タクシー券の配布、500円分のタクシー券×2枚×1.9万人 等)

1. 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(令和4年9月2日開催)

- ・重症化はもとより、感染予防、発症予防を目的に接種を行う。
- ・初回接種を終了した12歳以上の全ての住民を対象に実施することを想定して、準備を進める。
- ・9月半ばに前倒しで配送される2価のオミクロン株対応ワクチンについて、重症化リスクの高い等の理由で行われている4回目接種に使用する。
- ・4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、その他の初回接種が終了した者(社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など)の接種へ移行する。
- ・これら以外の初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に対する接種開始は、引き続き、10月半ばを目途に準備を進める。

2. 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(令和4年9月14日開催)

- ・初回接種を終了した12歳以上の全ての住民を対象に実施する。
 - ・前回の接種から少なくとも5か月以上の間隔を空け、1回の接種を行う。
- ※接種間隔については、薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において短縮すべきとの指摘があった。今後、海外の動向、有効性、安全性等の情報を踏まえ、接種間隔を短縮する方向で検討し、10月下旬までに結論を得ることとされている。

3. オミクロン株対応ワクチン接種の概要

※ 今後の国の方針やワクチン供給状況等に応じて、変更となる場合があります。

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について、9月14日(水)に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、接種の方針が決定したことから、以下のとおり実施する。

1. 接種対象者

12歳以上の2回目、3回目、4回目接種済の方 約57万人
(それぞれ前回の接種から5か月経過する方)

①4回目接種対象者(60歳以上の方、18歳以上の医療従事者の方等) 約29万人 (a~c)

②4回目接種対象外(①以外の12歳~59歳までの方) 約28万人 (d,e)

	① 4回目接種対象者 (60歳以上、18歳以上の医療従事者等)	② 4回目接種対象外 (①以外の12歳~59歳までの方)	計
2回目まで接種済	(a) 14,000人	(d) 95,000人	109,000人
3回目まで接種済	(b) 64,000人	(e) 185,000人	249,000人
4回目まで接種済	(c) 214,000人	0人	214,000人
計	292,000人	280,000人	572,000人

4. オミクロン株対応ワクチン接種の概要(つづき①)

2. 予約・接種スケジュール等

★ 9月26日(月)～先行接種開始 (b)

4回目接種対象者である医療従事者等・入院患者等で4回目未接種の方を対象とした先行接種を一部の医療機関で開始。
(25日までに国からのワクチン供給がなされた場合)

★ 10月5日(水)～接種券発送・予約開始 (c,e)

4回目を接種した60歳以上の方等((c)21.4万人)、3回目を接種した12～59歳の方((e)18.5万人)のうち本年5月末日までに前回接種をされた約18万人へ新たな接種券を一括発送。
5か月未経過の方へは接種可能となる3週間程度前に接種券を順次発送。
接種券到着後、随時予約可能。

※今後、接種間隔が短縮された場合、その方針に沿って対応する。

★既に接種券をお持ちの方 (a,b,d)

3・4回目未接種者の60歳以上の方等((a)1.4万人、(b)6.4万人)、及び12歳から59歳の方((d)9.5万人)は、既にお持ちの未使用の接種券で予約・接種が可能。
オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される方には9月28日(水)から予約を開始。
(10月1日から接種開始)。
対象者の方々へは、お持ちの接種券で予約・接種ができることをお知らせするため、10月中旬にダイレクトメールを発送。

5. オミクロン株対応ワクチン接種の概要(つづき②)

3. 予約方法 接種券到着後、随時予約可能

- ・インターネット
- ・ワクチン接種予約専用フリーダイヤル 電話:0120-096-885
- ・医療機関で直接予約

※オミクロン株対応ワクチンの予約は9月28日(水)から実施。9月27日(水)19時までは、従来のワクチンの予約をコールセンターのみで受け付ける。

(インターネット予約は9/17～9/27の間システムメンテナンスのため休止。)

※11月中旬以降に予約サポートセンターを開設予定。(19か所)

4. 使用ワクチン オミクロン株に対応した新型コロナワクチン(BA.1)

(国から9月下旬～10月上旬に供給予定の種別、量)

- ・ファイザー社2価ワクチン 約16万1千人分
- ・モデルナ 社2価ワクチン 約2万1千人分

※10月中旬以降の供給時期・量は詳細が示されておらず未定。

5. 接種体制

- ・医療機関 約400か所
- ・集団接種会場 6か所(熊本城ホール、市総合体育館・青年会館、西部公民館、火の君文化センター、植木健康福祉センターかがやき館、障がい者福祉センター希望荘)

6. 小児接種(3回目接種)の概要

1. 対象者

2回目接種から5か月経過する5～11歳の方。

2. スケジュール

- ・9月 8日 接種開始(先行して接種された方で2回目接種から5か月経過後にかかりつけ医の判断により接種が可能)
- ・9月20日 接種券発送(10月までの対象者約6千人に発送。以降順次発送。)

3. 接種体制

- ・地域の医療機関(約60機関)
- ・集団接種会場(KKRホテル熊本、火の君文化センター、植木健康福祉センターかがやき館)

4. 努力義務の適用

小児接種について、努力義務の規定が適用された関係政令が令和4年9月6日に改正された。ただし、ワクチン接種は決して強制されるものではないことから、本市としては、小児接種の努力義務化に関わらず、これまで同様、お子様と保護者等とがご一緒にワクチン接種による発症予防及び重症化予防に期待される効果と副反応のリスクの双方について理解していただいた上で、接種についてご判断いただけるよう案内する。

市民向け熊本市医師会・鹿本医師会コメント

小児への新型コロナワクチン接種は、重症化リスクを軽減するなど12歳以上の健康な子どもへの接種と同様に意義があり、推奨いたします。一方で、接種後の副反応についても考慮し、メリット、デメリットを本人と保護者等が十分話し合い、ご理解していただいたうえで、接種をご判断ください。心配な時は、かかりつけの医師や接種を行う医療機関にご相談ください。

7.1・2回目接種・3回目接種・4回目接種の状況

1. 接種状況(VRS登録数) 9月12日時点 【世代別内訳】

	1回目	2回目	3回目	4回目
全対象者((1)+(2)+(3))				
接種回数	585,307	581,113	465,147	163,694
接種率	A 82.5%	B 82.0%	C 71.3%	D 26.8%
(1) 小児実績(1・2回目…5~11歳、3・4回目…対象外)				
接種回数	9,127	8,370	0	0
接種率	18.9%	17.3%	0.0%	0.0%
(2) 一般実績(1~3回目…12~64歳、4回目…18~64歳)				
接種回数	389,493	386,906	289,853	36,845
接種率	85.3%	84.8%	63.6%	8.9%
(3) 高齢者実績(65歳以上)				
接種回数	186,687	185,837	175,294	126,849
接種率	91.7%	91.4%	89.3%	64.6%

(参考) 全市民における接種率

	1回目	2回目	3回目	4回目
接種率	79.0%	78.5%	63.6%	22.4%

区分	1回目		2回目		3回目		4回目	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
10歳未満	5,805	17.0%	5,308	15.5%	0	-	0	-
10代	48,796	69.2%	48,072	68.1%	22,955	40.6%	92	0.6%
20代	61,607	82.5%	61,002	81.7%	40,103	53.7%	1,970	2.6%
30代	68,894	82.6%	68,345	81.9%	47,679	57.2%	2,942	3.5%
40代	88,312	86.3%	87,808	85.8%	68,050	66.6%	5,358	5.2%
50代	84,238	89.1%	83,907	88.7%	73,249	77.6%	9,719	10.3%
60~64歳	40,944	91.2%	40,810	90.9%	37,802	84.6%	16,763	37.5%
65歳以上	186,687	91.7%	185,837	91.4%	175,294	89.3%	126,849	64.6%
(住登外など)	24	-	24	-	15	-	1	-
合計	585,307	A 82.5%	581,113	B 82.0%	465,147	C 71.3%	163,694	D 26.8%

* 接種率を算出する際の母数は、R4.1.1時点の住民基本台帳の値

* 接種率の算定にあたり、分子の接種回数については、分母の人口と時点日を揃えるため、死亡した方の、接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

特別会計

健康福祉局

[歳入]

(単位：千円)

款・項・目・節		補正前	補正額	説明
款	30国庫支出金	15,781,579	2,933	
項	15国庫補助金	4,628,612	2,933	
目	35介護保険事業費補助金	7,019	2,933	
節	30介護保険関係システム改修事業費補助	0	2,933	システム改修事業費補助2,933
款	70繰入金	10,356,393	1,467	
項	10一般会計繰入金	10,356,393	1,467	
目	10一般会計繰入金	10,356,393	1,467	
節	10一般会計繰入金	10,356,393	1,467	一般会計からの繰入金1,467

[歳出]

(単位：千円)

款・項・目		補正前	補正額	説明
款	10総務費	1,282,381	4,400	
項	10総務管理費	1,282,381	4,400	
目	10一般管理費	694,301	4,400	社会保障・税番号制度システム対応経費4,400

病院局

病院事業会計

病院局

令和4年度補正予算 総括表

(1) 資本的収支 (4条予算)

(単位：千円)

		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B	伸び率 (%)
資本的 収入	市 民 病 院	563,033	40,000	603,033	7.1
	植 木 病 院	194,369	0	194,369	0.0
	計	757,402	40,000	797,402	5.3
資本的 支出	市 民 病 院	1,014,149	40,000	1,054,149	3.9
	植 木 病 院	270,066	0	270,066	0.0
	計	1,284,215	40,000	1,324,215	3.1
資本的 収支	市 民 病 院	▲ 451,116	0	▲ 451,116	—
	植 木 病 院	▲ 75,697	0	▲ 75,697	—
	計	▲ 526,813	0	▲ 526,813	—

資本的収支補てん財源の説明

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額526,813千円は、当年度分損益勘定留保資金526,813千円で補てんするものとする。

令和4年度補正予算 内訳表

1. 資本的収支

市民病院

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B	伸び率 (%)	備 考
1 資 本 的 収 入	563,033	40,000	603,033	7.1	
(1) 企 業 債	231,500	40,000	271,500	17.3	
① 企 業 債	231,500	40,000	271,500	17.3	医療機器整備事業等
1 資 本 的 支 出	1,014,149	40,000	1,054,149	3.9	
(1) 建 設 改 良 費	334,128	40,000	374,128	12.0	
② 器 具 備 品 費	250,287	40,000	290,287	16.0	医療機器等
資 本 的 収 支	▲ 451,116	0	▲ 451,116	—	

令和4年（2022年）第三回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第162号	<p>件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p><改正内容></p> <p>再任用職員についての規定を、改正法により再任用職員に代わり新たに設けられる「定年前再任用短時間勤務職員」についての規定として整備する（ただし、現行の再任用職員は、改正法の経過措置により令和13年度（2031年度）までは「暫定再任用職員」として継続されるため、暫定再任用職員については現行の再任用職員と同様の取扱いとする旨の経過措置も定める。）</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>

第3条～第4条 略

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)別表第2に定める職務の級の8級又は別表第4に定める職務の級の5級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(平29条例74・一部改正)

(地域手当)

第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に勤務する職員に対して支給する。

第3条～第4条 略

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)別表第2に定める職務の級の8級又は別表第4に定める職務の級の5級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(平29条例74・一部改正)

(地域手当)

第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に勤務する職員に対して支給する。

2 医師又は歯科医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。

第9条～11条 略

(特地勤務手当)

第12条 山間地その他の生活の著しく不便な地として管理者が定める公署に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

第13条～第20条 略

(退職手当)

第21条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- (2) 傷い疾病により、その職に堪えず退職した場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の事由により、本人の意に反して退職した場合
- (4) 在職中に死亡した場合

2 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「退職条例」という。）第2条の2及び第11条から第18条までの規定は、企業職員の退職手当について準用する。

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して、退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間6月以上で退職した職員のうち、退職条例第10条の規定の適用を受ける者に相当するものについては、同条の規定を準用して失業者の退職手当を支給する。

第22条～第26条 略

2 医師又は歯科医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。

第9条～11条 略 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(特地勤務手当)

第12条 山間地その他の生活の著しく不便な地として管理者が定める公署に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

第13条～第20条 略

(退職手当)

第21条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- (2) 傷い疾病により、その職に堪えず退職した場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の事由により、本人の意に反して退職した場合
- (4) 在職中に死亡した場合

2 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「退職条例」という。）第2条の2及び第11条から第18条までの規定は、企業職員の退職手当について準用する。

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して、退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間6月以上で退職した職員のうち、退職条例第10条の規定の適用を受ける者に相当するものについては、同条の規定を準用して失業者の退職手当を支給する。

第22条～第26条 略

<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第27条 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第12条及び第21条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第28条～第30条 略</p>	<p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第27条 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第12条及び第21条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第28条～第30条 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは、「、同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条例第27条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。